大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年1月5日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 明日都浜大津 大津市浜大津四丁目1番1号
- 2 変更しようとする事項
- (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7.644㎡
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
- (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,520㎡
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
- 3 变更年月日 平成18年12月1日
- 4 変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

浜大津都市開発株式会社 大津市浜大津四丁目1番1号 代表取締役 藤井 節治 ほか7名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号 代表取締役 小島章利

- (3) 駐車場の収容台数 349台
- (4) 駐輪場の収容台数 28台
- (5) 荷さばき施設の面積 66.3平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の容量 175.5立方メートル
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数 入口1箇所、出口1箇所
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後10時まで
- 5 届出年月日 平成18年11月29日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1 財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21 大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

- (2) 縦覧期間 平成19年1月5日から平成19年5月5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成19年5月5日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年1月5日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地明日都浜大津 大津市浜大津四丁目1番1号
- 2 変更した事項
- (1) 変更前

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および住所ならびに法人にあっては、代表 者の氏名

小売業者なし

(2) 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 小島 章利

3 変更年月日

平成18年12月1日

4 変更の理由

小売業者の入替え

5 届出年月日

平成18年11月29日

- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1 財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21 大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

- (2) 縦覧期間 平成19年1月5日から平成19年5月5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成19年5月5日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1